

定 款



伊藤忠商事株式会社

伊藤忠商事株式会社 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、伊藤忠商事株式会社と称し、英語では ITOCHU Corporation という。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 下記物品に関する貿易業、売買業、仲立業、代理業ならびに製造業、加工業
 - (1) 天然繊維、化学繊維、無機繊維等の繊維原料ならびに糸、織・編物、衣服等の繊維製品
 - (2) 車両、船舶、航空機、電気・電子・通信・放送機械器具、精密機械器具（度量衡器、計量器、医療機器を含む）その他一般機械器具およびそれらの部品
 - (3) 鉄鋼、非鉄金属、金属鉱物、非金属鉱物およびそれらの製品
 - (4) 塩、たばこ、飲料（アルコール、酒類、アルコール含有飲料を含む）等の食料品ならびに農畜産物、水産物
 - (5) 肥料、飼料およびそれらの原料
 - (6) 木材、窯業原料およびそれらの製品ならびにその他の建築材料
 - (7) 金属スクラップ、古紙およびその他の再生資源
 - (8) 紙、パルプ、ゴム、皮革およびそれらの製品ならびに一般雑貨類
 - (9) 石炭、石油、ガス（天然ガスを含む）、核物質等の燃料資源およびそれらの製品
 - (10) 医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、歯科材料、衛生用品および化粧品ならびに農薬、火薬、毒物、劇物等の化学製品
 - (11) 動物、植物
 - (12) 美術品、骨とう品
 - (13) 書籍、映像、音響等の著作物
2. 車両、船舶、航空機、電気・電子・通信・放送機械器具、精密機械器具、その他一般機械器具およびそれらの部品の修理、据付工事請負ならびに管理業
3. 商標権、特許権、著作権等の知的財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリング、その他ソフトウェアの取得、貸与および販売業
4. 農業、林業、水産業および鉱業
5. 損害保険・自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険・生命保険・再保険・その他保険に関する業務
6. 倉庫業および港湾運送業
7. 建設・建築工事の設計、施工、監理および請負業
8. 海運業
9. 貨物運送取扱業および運送代理業
10. 不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定および管理業

11. 上水道事業および温泉の採掘・供給事業
12. 測量業
13. 動産の賃貸借、仲介および管理業
14. 古物売買業
15. 情報処理・提供その他の情報サービス業、広告業、通信業および放送業
16. 金銭の貸付、為替取引、債務の保証および債権の売買等の金融業ならびにこれら金融取引に関する抵当権・質権等担保権の対象不動産および動産の保有・管理・処分
17. 有価証券等の保有、売買および運用
18. 商品投資顧問業
19. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
20. 信託受益権の保有、売買および運用
21. 観光・健康・医療・スポーツ・研修・保育の各施設、旅館および飲食店の経営ならびに旅行業
22. 各種イベントの企画、運営、実施
23. 労働者派遣事業
24. 一般および産業廃棄物の処理ならびにその再生製品の販売
25. 発電および電気の供給
26. 空港・港湾・有料自動車道・鉄道・パイプライン・上下水道処理施設の企画、開発、施工およびこれらの施設の運営事業
27. 温室効果ガス排出権の取引
28. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発およびコンサルティング業
29. 前各号に付帯または関連する一切の業務

第 3 条（本店の所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条（機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、30 億株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当社は、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次条に定める請求をする権利

第 10 条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 11 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 12 条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱い、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 13 条（株主総会招集の時期と場所）

当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

②前項のほか必要あるときは、随時に臨時株主総会を招集する。

③株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集することができる。

第 14 条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（株主総会の議長）

株主総会の議長は社長とする。ただし、社長に事故あるときは、出席した他の代表取締役とし、代表取締役に事故あるときは、出席した他の取締役とする。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②前項の株主または代理人は、株主総会ごとに委任状を当会社に差出さなければならない。

第4章 取締役および取締役会等

第19条（選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名を定めることができる。

第22条（取締役会の招集）

取締役会を招集するには、会日より3日以前に各取締役および各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

第23条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ②当社は、取締役会の決議の目的事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（取締役の責任免除）

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

- ②当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第25条（執行役員および役付執行役員）

執行役員は、取締役会の決議によって選任する。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。

- ②取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。

第5章 監査役および監査役会

第26条（選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第27条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第28条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第29条（監査役会の招集）

監査役会を招集するには、会日より3日以前に各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

第30条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第31条（監査役の責任免除）

当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

- ②当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第6章 計 算

第32条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第33条（期末配当の基準日）

当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第34条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第35条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上

昭和24(1949)年12月 1日制定
沿革

昭和25(1950)年11月20日改正
昭和26(1951)年11月30日改正
昭和28(1953)年 5月29日改正
昭和28(1953)年11月27日改正
昭和29(1954)年 5月27日改正
昭和29(1954)年11月29日改正
昭和30(1955)年 3月28日改正
昭和30(1955)年11月29日改正
昭和31(1956)年 5月29日改正
昭和31(1956)年11月26日改正
昭和32(1957)年 5月28日改正
昭和32(1957)年11月28日改正
昭和34(1959)年 5月28日改正
昭和34(1959)年11月30日改正
昭和35(1960)年11月30日改正
昭和36(1961)年 5月30日改正
昭和36(1961)年11月29日改正
昭和37(1962)年 5月31日改正
昭和38(1963)年 5月31日改正
昭和38(1963)年11月30日改正
昭和39(1964)年 3月26日改正
昭和39(1964)年 5月30日改正
昭和43(1968)年 5月31日改正
昭和43(1968)年11月30日改正
昭和45(1970)年 5月30日改正
昭和46(1971)年 5月31日改正
昭和46(1971)年11月30日改正

昭和50(1975)年 5月30日改正
昭和52(1977)年 6月30日改正
昭和52(1977)年12月16日改正
昭和53(1978)年 6月30日改正
昭和57(1982)年 6月30日改正
昭和59(1984)年 6月29日改正
昭和62(1987)年 6月26日改正
平成元(1989)年 6月29日改正
平成 3(1991)年 6月27日改正
平成 4(1992)年 6月26日改正
平成 6(1994)年 6月29日改正
平成 8(1996)年 6月27日改正
平成 9(1997)年 6月27日改正
平成10(1998)年 6月26日改正
平成11(1999)年 6月29日改正
平成12(2000)年 6月29日改正
平成14(2002)年 6月27日改正
平成15(2003)年 6月27日改正
平成16(2004)年 6月29日改正
平成17(2005)年 6月29日改正
平成18(2006)年 6月27日改正
平成21(2009)年 6月24日改正
平成22(2010)年 4月 1日改正
平成22(2010)年 6月25日改正
平成23(2011)年 6月24日改正
平成27(2015)年 6月19日改正
平成29(2017)年 6月23日改正